

# 青色申告

蒲田会報

No. 773

令和元年  
10月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号  
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381  
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

## 青色申告普及

### 秋の入会キャンペーン!!

10月1日から11月30日までの2カ月にわたり「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」を実施します。

事業を営んでいる方や不動産収入のある方で、青色申告会の会員になられていないお知り合いの方をご存知でしたら、入会を勧めていただくか、事務局までご紹介くださいますようお願いいたします。

入会された方々に「青色申告会に入って良かった」と思っていただけるよう、役員・職員一丸となって取り組んでまいりますので、会員の皆さまにはご協力をお願いします。

### 青色申告の主な特典

- 1 青色申告特別控除
- 2 青色専従者給与の必要経費算入
- 3 純損失の繰越し・繰戻し 等

### 青色申告会の事業案内

#### ① 記帳指導

ご希望に合わせて簡易簿記または複式簿記の記帳の仕方を個別指導しています。

税務署への届出書の作成等の指導や、複式簿記講習会・記帳確認会等も実施しています。

#### ② 確定申告指導会

税理士会の協力を得て、所得税・消費税の決算・申告指導を行っています。

#### ③ 源泉所得税・年末調整指導会

従業員・青色事業専従者の源泉所得税・年末調整

の指導を行っています。

#### ④ 会員福利・レクリエーション

会員限定の青色共済・東京青色傷害保険・東京青色がん保険等の紹介をしております。また、アメリカンファミリー保険、関東自動車共済等の団体割引や小規模企業共済・中小企業退職金共済・経営セーフティ共済もご利用いただけます。

日本旅行主催の旅行が7%割引になる、ラフォーレ倶楽部の会員利用ができる等の青色サービスパスや、東京アイズニースーツのサンクス・フェスティバルパスポートの発行等も行っています。

#### ⑤ 家づくりサポート

青色申告会がハウスメーカー（当会指定有）と提携し、会員限定のさまざまな特典をご用意し、住まいづくりをサポートします。

#### ⑥ 融資の紹介

東京商工会議所の経営改善資金（マル経融資）等の融資を紹介しています。

#### ⑦ その他

（一社）東京青色申告会連合会開催の無料法律相談を利用できます。お一人30分を目安にご相談できます。

※前記以外にも様々な活動を行っておりますので、ご質問等ございましたら、事務局までお問合せください。

### 会員紹介キャンペーン実施中

今月号会報とともにお配りした「青色申告普及・秋の入会キャンペーン」チラシをご参照の上、ご協力ください。

令和元年 10月1日から、消費税が変わりました！詳しくは



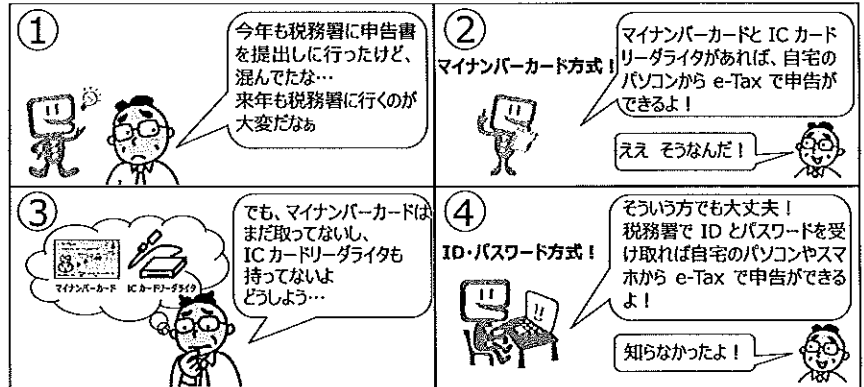


## 蒲田税務署からのお知らせ

～マイナンバーカードや IC カードリーダーライターが無くて  
e-Tax 送信を諦めていた会員の皆様へ～

平成 31 年 (2019 年) 1 月から  
e-Tax の利用手続きが  
より便利になりました

「確定申告書等作成コーナー」で  
作成 & 送信！



ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、窓口が空いている年内に蒲田税務署にお越しください。

- ID・パスワードは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できますので、御自身で所有の会計ソフトから直接送信をする場合は、マイナンバーカードと IC カードリーダーライターが必要です。
- e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスを閲覧するには、マイナンバーカードでの認証が必要となります。
- マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※事務局の指導では、従来通り、東京税理士会蒲田支部の御協力により、代理送信を実施します。

### 経営改善資金 (マル経融資)

経営改善資金 (マル経融資) は、小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で商工会議所の推薦にもとづき融資される国 (日本政策金融公庫) の融資制度です。

**【融資対象】**

- ・従業員 20 人以下 (宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は 5 人以下) の法人・個人事業主の方
- ・商工会議所の経営指導を一定期間受けて、事業改善に取り組む方
- ・所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方

**【担保・保証人】**・不 要

**【融資限度額】**・2, 000 万円

**【返済期間】**・運転資金… 7 年以内 ・設備資金… 10 年以内

**【利率】**・1.21% (9 月 13 日現在)

**【資金用途】**・運転資金 ・設備資金

大田区より  
支払った利息の 30% が  
3 年間、補助されます。

「この融資限度額、返済期間の取扱は 2020 年 3 月 31 日の日本政策金融公庫受付分までです。」

経営上でお悩みの方窓口専門相談をご利用ください。

- ・法律相談・税務相談・労務相談 (予約制・無料) ・会員・非会員の方問わずご利用できます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所大田支部まで

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 5 階

電話 03 (3734) 1621

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

**ワンポイント情報**

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

なお、軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。

<その3>

**7 決算処理と申告の準備**

決算を行い、決算書類を作成します。

【元帳】				【元帳】			
簡易共通				簡易共通			
売 上		仕 入		売 上		仕 入	
2019年 月 日	摘要	借方	貸方	2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		20,000,000		年間計		15,000,000
	うち8%対象(旧税率)		a 15,000,000		うち8%対象(旧税率)	d 12,000,000	
	うち8%対象(軽減)		b 2,500,000		うち8%対象(軽減)	e 1,200,000	
	うち10%対象		c 2,500,000		うち10%対象	f 1,800,000	
	うち免税		0		うち免税	0	
	うち非課税		0		うち非課税	0	
	うち不課税		0		うち不課税	0	

※ 決算の方法については、特に定めはありませんが、勘定科目ごとのその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、課税取引（税率別：上記の元帳の例ではa～f）、免税取引、非課税取引及び不課税取引ごとの合計額を記載しておくこと、消費税確定申告書の作成が容易となります。

**POINT!**

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なりますので、上記(aとb、dとe)のとおり区分経理する必要があります。

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	うち旧税率6.3%適用分	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
簡易共通	A	B	C	D	E	F	D	E	F
売上(収入)金額(雑収入を含む)	① 20,001,000	② 1,000	③ 20,000,000	a 15,000,000	b 2,500,000	c 2,500,000	d 12,000,000	e 1,200,000	f 1,800,000
期首商品棚卸高	④ 500,000								
仕入金額	⑤ 15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000
小計	⑥ 15,500,000			d	e	f	d	e	f
期末商品棚卸高	⑦ 600,000								
差引原価	⑧ 14,900,000								
差引金額	⑨ 5,101,000								
租税公課	⑩ 100,000	100,000							
水道光熱費	⑪ 100,000		100,000	75,000		25,000	75,000		25,000
接待交際費	⑫ 300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000	50,000	20,000	30,000
給料賃金	⑬ 1,200,000	1,200,000							
地代家賃	⑭ 500,000	200,000	300,000	225,000		75,000	225,000		75,000
計	⑮ 2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000	350,000	20,000	130,000
差引金額	⑯ 2,901,000								
③ + ⑮	⑰ 17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。  
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。  
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

※ 日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分(区分経理)しておく必要があります。

**POINT!**

決算書類(損益計算書等)に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。

消費税申告には、課税期間内の取引を課税取引(税率別)、免税取引、非課税取引及び不課税取引に区分する必要がありますので、区分経理された帳簿を基に、上記のような表(この事例では国税庁ホームページに掲載の個人事業者用「課税取引金額計算表(事業所得用)」を使用しています。以下「計算表」といいます。)で整理しておくことと便利です。

※ この計算表は、免税・非課税・不課税の取引金額を、B欄にまとめて記載する様式となっています。申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」は国税庁ホームページに掲載しています。

記帳確認指導会開催のご案内

当会では「正しい申告」「正しい納税」をスローガンに、自己研鑽運動として、会員の皆様が「正しい記帳」を実現できるよう記帳確認指導会を実施しております。

特に、消費税の課税事業者の方で記帳内容に不備がある場合、思いもよらない多額の税額を納めることになりかねません。また、青色申告特別控除 65 万円を目指す方は、「正規の簿記の原則」にしたがった記録方法が必要となります。

下記の通り記帳確認指導会を開催いたしますので、是非、ご参加ください。(予約制ですので、事前に事務局までご連絡ください。)

◆開催日時：10月28日(月)～11月8日(金) (土・日・祝日除く)
午前9時30分～11時30分・午後1時～4時

◆会 場：事務局

- ・日程に都合がつかない方は、事務局までお問い合わせください。
・現在つけている帳簿または、ビズソフトをご利用の方は、ノートパソコン等と筆記用具をご持参ください。

都税だより

☆10月は、不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため、調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報をお持ちの方は、不正軽油110番(0120-2311-793)へご連絡ください。また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、幹線道路、高速道路パーキングエリアや工事現場等に燃料の採取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課(03-5388-2958)へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話03(3733)2411(代表)

事務局より

○「不動産所得会員向け研修会」開催のお知らせ

貸家やアパートの経営をされている方を対象とした、不動産にかかわる法律問題や貸付に当たつての工夫等を、分かりやすく説明いただきます。

・開催日時：令和元年11月8日(金)・11月12日(火)
午後2時～5時(予定)

・会 場：東京青色申告会館 3階会議室
(JR市ヶ谷駅より徒歩5分)

・テーマ：

- ①不動産賃貸にかかる貸主側の留意点
②空室の出ない賃貸経営

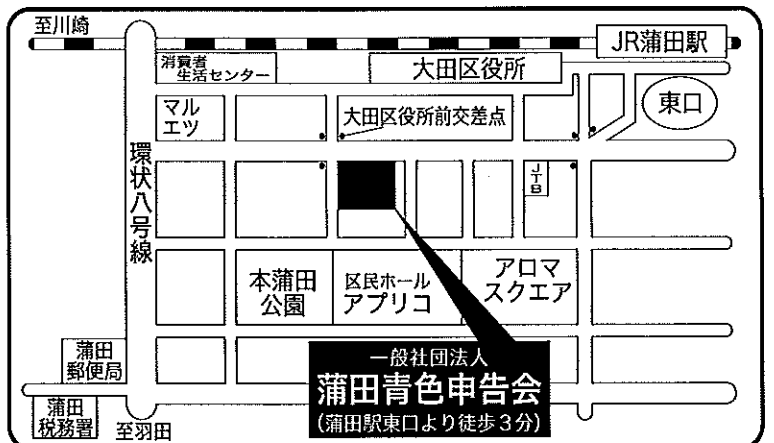
・定 員：各80名

・申込方法：参加希望日を事務局までご連絡下さい。

なお、定員になり次第、受付を終了しますので、参加希望の方はお早めにお申込み下さい。

一般社団法人 入会金 2,000円
蒲田青色申告会 会費 年額24,000円 (月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



九月 事業報告

- 一日 大田区長・大田区議会議長陳情
一〇日・一二日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務
一二日 「説明会方式による記帳指導」業務
一七日 蒲田税務六団体連絡協議会
一八日 東青連「消費税軽減税率記帳業務」担当者説明会
一九日 青色申告普及・会勢拡大出陣式
二四日・三〇日 改正消費税法個別指導会
二五日 記帳説明会
二六日 執行部会
二七日 常任役員会